

役員報酬等規程

制定 平成 28 年 10 月 5 日

施行 平成 28 年 10 月 5 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

平成 29 年 12 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人花園学園（以下「法人」という。）の理事・監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第 2 条 役員報酬年額は、次のとおりとする。

理事長	800,000円
専務理事	500,000円
常務理事	500,000円
理事	300,000円
監事	1,200,000円

2 役員が職務上常勤する場合、その職務において別途契約を締結し、俸給を支給する。

3 前項の契約は、各年度ごとに締結する。

(報酬等の支給方法)

第 3 条 役員報酬等は、各年度の最終理事会の開催日に現金で支給する。

2 年度途中において、就任または退任した場合は、案分して支給する。

3 役員報酬は、本規程第 2 条第 2 項にある契約の際の契約書に明記する。

(役員退職金)

第 4 条 役員が退任したとき、退職金は支給しない。

(経理の単位)

第 5 条 役員報酬等の支給は、法人本部にかかる予算から支出するものとする。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

この規程は、平成 28 年 10 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 29 年度の報酬等の支給から適用する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の改正施行により、平成 3 年 1 月 6 日制定の「学校法人花園学園役員報酬等の支給に関する規程」は廃止する。

この規程は、平成 29 年 11 月 29 日改正し、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年度の報酬等の支給から適用する。